一般財団法人ボーケン品質評価機構（昭和二十三年十二月六日に財団法人日本紡績検査協会という名称で設立された法人をいう。）	大阪府大阪市中央区上町一丁目十八番十号	第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本全域	大阪府大阪市中央区上町一丁目十八番十号 イ　東京事務所　東京都文京区後楽一丁目四番二十五号 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市東成区大今里南一丁目五番五十五号	平成十五年四月四日
一般財団法人化学物質評価研究機構（昭和二十四年二月八日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区後楽一丁目四番二十五号	第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本全域	愛知県名古屋市名東区猪子石二丁目七百十番地 イ　東京事務所　埼玉県葛飾郡杉戸町下高野千六百番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市東成区大今里南一丁目五番五十五号	平成十五年四月四日
一般財団法人東海技術センター（昭和四十六年十月三十日に財団法人東海技術センターという名称で設立された法人をいう。）	愛知県名古屋市名東区猪子石二丁目七百十番地	第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本全域	愛知県名古屋市名東区猪子石二丁目七百十番地 イ　東京事務所　埼玉県葛飾郡杉戸町下高野千六百番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市東成区大今里南一丁目五番五十五号	平成十五年六月三日
一般財団法人日本建築防災協会（昭和四十八年一月五日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）	東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号	第五十九条第二号の二に掲げる区分	日本全域	東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号	平成十六年十月十八日
一般社団法人日本免震構造協会（平成十一年四月一日に社団法人日本免震構造協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都渋谷区神宮前二丁目三番十八号	第五十九条第二号の二及び第六号に掲げる区分	日本全域	東京都渋谷区神宮前二丁目三番十六号	平成十六年十二月二十四日
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（平成十年七月一日に財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターという名称で設立された法人をいう。）	東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号	第五十九条第二、第六号、第十三号、第十七号及び第二十一号の二から第二十一号の四までに掲げる区分	日本全域	東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号	平成二十二年十二月二十日
一般社団法人日本膜構造協会	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	第五十九条第一号の二、第二号、第六号、第十三号及び第十七号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	平成二十三年三月二十四日

一般財団法人さいたま住宅検査センター（平成十二年三月十六日に財団法人さいたま住宅検査センターという名称で設立された法人をいう。）

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号

第五十九条第二号の二に掲げる区分

埼玉県、東京都、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号

平成二十五年一月十六日

第七十二条第一号中「若しくは寄附行為」を削る。

第七十九条中「第六十八条の二十六第六項」を「第六十八条の二十五第六項」に改める。

第八十条に次の一項を加える。

2　法第十八条の二第一項及び法第四章の二第三節並びに第三十一条の十四に規定する国土交通大臣の権限のうち、その構造計算適合性判定の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定構造計算適合性判定機関に関するものは、当該地方整備局長に委任する。

別記第二号様式中

中間検査　　件
完了検査　　件

を

完了検査　　件
中間検査　　件
仮使用認定　　件

に改め、同様式備考3中「中間検査又は完了検査」を「完了検査、中間検査又は仮使用認定」に改める。

別記第二号の二様式中

中間検査　　件
完了検査　　件

を

完了検査　　件
中間検査　　件
仮使用認定　　件

に改める。

別記第四号様式中「第13号及び第14号」を「第10号の2、第13号、第15号及び第16号」に改める。

別記第十号の二様式中「知事　　殿」を「国土交通大臣　　殿　　地方整備局長　　知事」に、「第77条の35の2第1項」を「第77条の35の2」に改め、同様式中2を3に、1を2とし、同様式に1として次のように加える。

1　指定を受けようとする業務区域

別記第十号の二様式の次に次の二様式を加える。

第十号の二の二様式（第三十一条の三関係）

構造計算適合性判定の業務の予定件数

業務の区分	推定件数
床面積の合計が1,000㎡以内の建築物	件
床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	件
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	件
床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物	件
床面積の合計が50,000㎡を超える建築物	件
特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定	